



Title	1930年代における内モンゴル自治運動と日中関係
Author(s)	田中, 仁
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76730
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第六章 一九三〇年代における 内モンゴル自治運動と日中関係

田中 仁

はじめに

十五年戦争時期（一九三二—一九四五年）における日本政治は、対外的軍事侵略と軍部による政治介入の深化によって特質づけられる¹⁾。同時に、この時期は、東北⇨満洲地方の喪失により「抗日」という政治課題が中国政治の質を規定することとなったという点において中国政治における抗日時期と規定しうる²⁾。

本稿は、一九三〇年代の内モンゴル自治運動を素材として、十五年戦争時期における日中関係を考察する。その際、①日本と中国の政治構造・制度的特色をふまえて日中関係の相互規定性を検討すること、②この時期の内モンゴル自治運動の性格を近代モンゴル社会の変容および抗日時期の中国政治の特質との関連で位置づけること、③日中関係の相互規定性を両大戦間期における世界政治の構造転換との関連で論及することをめざす。

一 抗日時期中国政治と内モンゴル自治運動

1 近代モンゴル社会の変容と内モンゴル建省

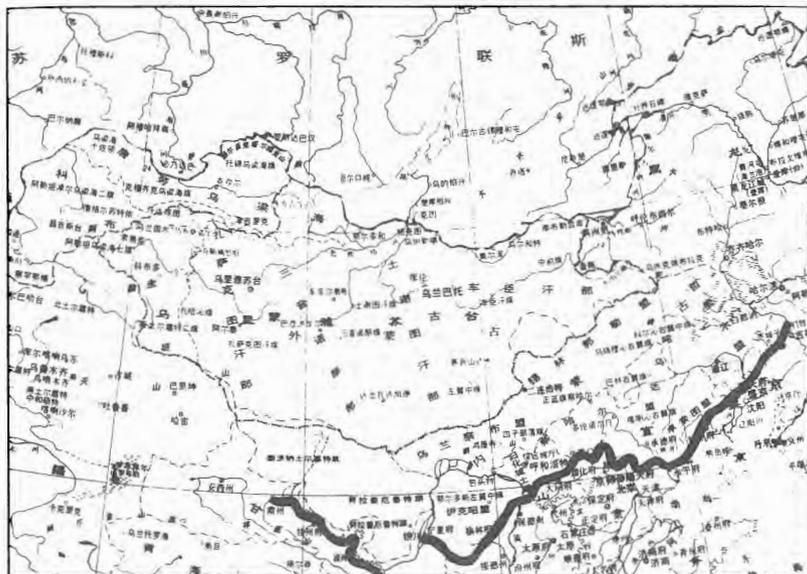
一九三〇年代における内モンゴル自治運動は、国民政府による内モンゴル建省に対する抵抗運動という基本的性質を有していた。この政治運動の特質を理解する前提として、内モンゴル建省にいたる近代モンゴル社会の変容について概観する。

清朝が成立すると、モンゴル王族は支配階級の一部に組み込まれるとともに、長城以北・柳条辺牆以西がモンゴル族の居住地域とされた(図1)。また盟旗制度が確立し、内モンゴル地域は六盟・六十旗に編成されたが、南部内モンゴル地域における開墾が進行し、十八世紀には承德・帰化城と張家口以北の各地区に廳・州・県が設置されるに至った。一七七二年、清朝はモンゴル地域への漢族の流入を禁止したにもかかわらず、同地区の農地化が進行した。⁽³⁾

新疆・外モンゴル・甘肅地区の開市(一八六〇―一八八〇年代)と東清鉄道の建設(世紀交)は、モンゴル・満洲地域におけるロシア資本主義の浸透をもたらした。また、一八九〇年代、満洲の大豆生産は日本への輸出市場として再編された。これに対抗して、清朝は満蒙地域に対する封禁政策を解除して植民実辺策に転換するとともに(満洲:一八九四年、モンゴル:一九〇二年)、多くの州・県が設置された。その結果、内モンゴル南部の農耕地域においてはモンゴル人の土地所有権・水利権がしだいに名目化することとなり、また、遊牧地域である北部においても漢族商業資本の浸透が顕著となった。⁽⁴⁾

辺務を統括していた理藩院は、殖産興業政策および教育・行政の制度改革をめざした清朝末期における「新政」の一環として理藩部に改組され(一九〇六年)、辺境地域の内地化が模索された。その結果、満洲に東三省が設置される

【図1】



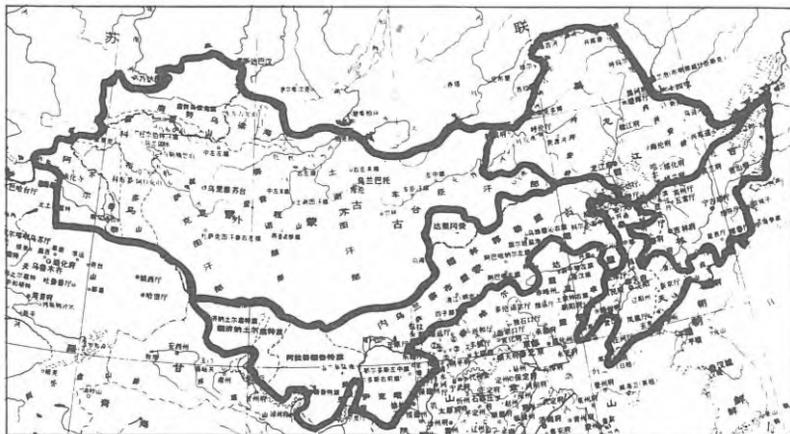
出所：「清時期全圖(一)」、嘉慶25年(1820年)、譚其驥主編「中国歴史地図集」、第8冊(清時期)、地図出版社、1987年、3-4頁。

一方(図2)、モンゴルにおいても一連の新政策が実施された。辛亥革命によって成立した中華民国政府は、理藩部を継承して蒙藏院を設置するとともに、内モンゴルに熱河・察哈爾・綏遠の各特別行政区を設置したが、従来の盟旗制度は維持された⁽⁵⁾。

ロシア革命(一九一七年)とモンゴル革命(一九二一年)は、モンゴル社会を外モンゴルと内モンゴルに分断するとともに、北方に向けての通商路を途絶させた。また、このふたつの革命と京包(北京II包頭)線の開通(一九二三年)を契機として、内モンゴル経済は再編されることとなった。

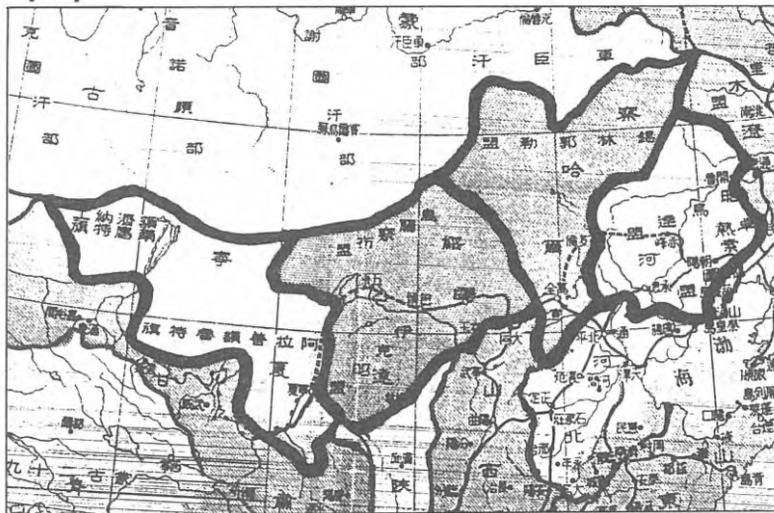
北伐戦争によって全国政権となった南京国民政府は、辺務を中央に集中するため蒙藏委員会を設置するとともに、綏遠・察哈爾・熱河・青海・西康・寧夏に省を設置した(図3)。この結果、内モンゴル地域の各盟・旗は、綏遠・察哈爾・熱河・寧夏の各省に分属されることとなり、同地域における開墾と同化政策が推進された⁽⁶⁾。従って、本稿が検討の対象としている時期の内モンゴル自治運動は、国民政府に

【図2】



出所：「清時期全国(二)、光緒34年(1908年)、譚其驤主編『中国歴史地図集』、第8冊(清時期)、地図出版社、1987年、5-6頁。

【図3】



出所：「政治区域図」、丁文江・翁文灏・曾世英編纂『中国分省新図(申報六十周年紀念)、1933年、3-4頁。

よるこうした内モンゴル社会の分断に抵抗してその統一性を確保しようとする政治運動であったとすることができる。

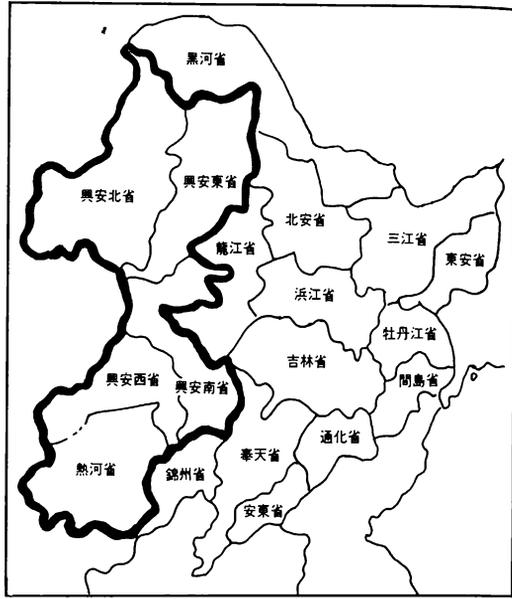
2 九一八事変と内モンゴル問題

日清・日露戦争の後、日本陸軍は朝鮮・遼東半島と満鉄付属地および平津地区に恒常的に部隊を駐留させるとともに、朝鮮半島が日本の「主権線」に組みこまれ、またその「利益線」はそのほか先の満洲・大陸に拡大された。こうして日本の「満蒙特殊権益」が主張されるにいたるが、満洲地域における外国の投資総額の七〇パーセントを日本が占め、日本の海外投資総額の五八パーセントが同地域に対するものであったことは（一九三〇年）、満蒙特殊権益論の経済的論拠とされた。⁽⁷⁾

日本は大陸国家として軍事大国化をめざしたが、資源・貿易関係・国際金融を通じて米英に比して劣位におかれ、それに依存せざるを得なかった。このため、第一次世界大戦後の日本外交は対米英協調的なものとならざるを得なかったが、それは同時に、満蒙特殊権益の確保を前提としたものでもあった。軍部による満洲軍事侵略の発動（満洲事変Ⅱ九一八事変）は、張学良による民族的政策に対抗しながら国家総力戦を遂行するための戦略的物資の供給地を獲得するとともに、世界恐慌にともなう国民の不安・不満を国外にそらすことを目的とするものであった。同事変は日本外交における対米英協調路線に対するアジアモンロー主義的路線の勝利を意味するものであり、これを契機として、明治体制下における戦前の日本政治は、政軍関係の拮抗期から軍部優位期に移行した。⁽⁸⁾

一九三二年九月、日本政府は傀儡国家たる「満洲国」を承認したが、翌年二月には関東軍は熱河作戦を発動して熱河省を「満洲国」に併合した。これに対して国際連盟がリットン報告書を可決すると、日本は連盟脱退を通告するとともに関東軍は長城線を越えて河北省に侵攻した。この日中の軍事衝突は、五月の塘沽停戦協定による冀東非武装地帯の設定によって停止された。

【図4】
 特務工作の主たる対象となった。四月、熱河省林西で投降した李は赤峰特務機関長田中玖によって「熱河遊撃師司令」とされ、李の部隊は三ヶ支隊八〇〇〇人に再編された。五月末、李は二ヶ支隊によって察哈爾東部の多倫を占領した。その後、同部隊は、七月に一時同地を放棄したが、翌月、奪回した。九月、李は、多倫において「察東警備軍司令」となり、関東軍の挺入れによって二ヶ支隊は二ヶ師に拡充された。また一九三五年三月には、李を長官とする「察東特別自治区行政長官公署」が多倫に樹立された。¹⁰⁾



出所：「宝塚大満洲絵図」、『別冊1 悪人の昭和史(日本植民地史)』第2巻(満洲)、『毎日新聞社』1978年、162頁。

「満洲国」建国にあたってモンゴル地域のいかなる部分を包括すべきかという問題について、関東軍は明確な認識を有していなかったが、一九三二年三月に「東北行政委員会」が「満洲国」の建国を宣言した時、その領域は奉天・吉林・黒竜江・熱河の各省および東省特別区とモンゴルの各盟旗であるとされた。そして、奉天・黒竜江・熱河三省のモンゴル地域を省域とする興安省が新設された(図4)。

関東軍による「モンゴル国」構想の策定と対察哈爾特務工作は一九三三年後半から具体化されていくが、その際、同年春に日本軍に投降した東北軍騎兵第一七旅旅長李守信(卓索圖盟土默特右旗出身のモンゴル族)が

3 国民政府の内モンゴル政策と内モンゴル自治運動

一九三〇年五月六月、盟旗制度の維持、モンゴルの政治・経済権益の保障、開墾・移民と設県の停止などを要求するモンゴル代表団の請願運動を受けてモンゴル会議が開催された。会議において、蒙藏委員会は、国家統一を前提とした自治の保障、王公・扎薩克の特権の自発的返還を主張したのに対し、省政府側は、モンゴル地区の省政府への隷属、開墾・移民と設県の推進を要求した。また、モンゴル各盟代表は、盟旗と省県の分治、盟の中央への直属を求め、妥結点を見いだすには至らなかった。一九三一年六月の「中華民國訓政時期約法」の第八〇条は、「モンゴル・チベット」の地方制度は地方の状況に沿って法律により別に定める」と規定した。一〇月、国民政府は「モンゴル盟部旗組織法」を公布して盟旗制度の合法性を承認した。しかしながら、モンゴルの統一的自治機関を認めなかったことは、モンゴル側が省県の圧力に対抗する具体的手段を有していないことを示すものであった。⁽¹⁾

東四省を領域とする「満洲国」の成立は、東部内モンゴル地区（哲里木盟・呼倫貝爾部・伊克明安旗と卓索圖盟・昭烏達盟）の喪失に内モンゴル地区の分断を意味するものであった。また、国民政府の内モンゴルに対する同化・籠絡政策と対日妥協政策は、西部内モンゴル地区における自治運動の発展をもたらした。

一九三三年七月、烏蘭察布盟盟長雲瑞旺楚克（雲王）と錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯普（德王）が百靈廟において会談し、高度自治と内モンゴル自治政府の成立、モンゴル問題解決のための自治会議の開催を提案した（百靈廟第一次自治会議）。これに対して、中央政府と省政府は自治会議の開催阻止をめざし、また蒙藏委員会は地方自治の具体化を提起して高度自治の要求をかわそつとした。一〇月、百靈廟第二次自治会議が開催され、徳王を中心とした開明的王公とその影響下にある青年・学生、王公・官僚・政客や知識分子、さらには保守派の王公・旗官を含む一四〇人が参加した。会議は、①内モンゴル自治政府が内モンゴル各盟・部・旗の統治権を総覧する、②従来の各盟・部・旗の領域を自治政府の統括範囲とする、③国際的な軍事・外交を除く内モンゴルに関するすべての行政を自治政府が執行す

ることを内容とする「内モンゴル自治政府組織大綱」を採択した。⁽¹²⁾

同月、国民政府行政院會議は、①各省・各県の行政区画・行政系統を変更しない、②各省内に中央直轄の地方政務委員会を設置する、③省を越えた内モンゴル自治機関の設置は認めないとする「蒙政改革方案」を作成するとともに、黄紹竑内政部長と趙丕廉蒙藏委員会副委員長を百靈廟に派遣してモンゴル側との交渉に当たらせた。交渉において、モンゴル側は、①二省に自治区政府を樹立し行政院に直属する、②自治区政府間の連席會議を設置して共通の問題について協議するという妥協案を提出し、これを骨子とした問題の解決が計られることとなった。一九三四年二月、第三九七次中央政治會議は、モンゴル地区における単一のモンゴル地方自治政務委員会を設置し、行政院に直属することを承認する「モンゴル自治辦法原則」を採択した。同「原則」はまた、察哈爾部の盟への改組、開墾と設県の停止、省県地区における盟旗・蒙民に対する租税・小作料の保障を規定していた。四月、雲王を委員長とし、錫盟盟長索特那木拉布坦（素王）と伊盟盟長沙克都爾扎布（沙王）を副委員長とするモンゴル地方自治政務委員会（百靈廟蒙政会）が成立し、秘書長に就任した徳王が実権を掌握した。百靈廟蒙政会の成立により省県と盟旗が併存することとなったため、両者の摩擦・衝突は不可避免となった。⁽¹³⁾

二 華北事変と内モンゴル自治運動の挫折

1 華北分離工作と中国政治

「満洲国」承認・国際連盟の脱退からワシントン・ロンドン両軍縮条約の廃棄にいたる日本の国際的孤立化のもとで、斎藤・岡田「中間」内閣の任務は、政府が軍・政党間の緩衝となるとともに、現行秩序の權威と安定の回復をめざすことであった。この時期、陸軍内部の皇道派と統制派は激しい分裂・抗争を展開したが、陸軍全体の政治介入は

かえって拡大した。海軍もまた軍縮問題を契機として政治化し、国民に対する軍国的思想宣伝も強化された。さらに、政党勢力に代替する政治基盤としての「新官僚」の進出が見られた。⁽¹⁴⁾

この時期、①一九三五年三月に日本の国際連盟脱退が発効し、連盟と正式に絶縁すること、②ワシントン・ロンドン両軍縮条約が一九三六年末で期限満了となり、それに先だつて一九三五年に軍縮会議に臨まねばならぬこと、そして条約範囲内の建艦状況では一九三六年には米英に対して日本の海軍力をもつとも不利になること、③ソ連の第二次五ヶ年計画の完成期にあたり、その軍事力がいちだんと強化されるであろうことによつて、「一九三五、六年の危機」が喧伝された。こうした状況のなかで、対英米協調を前提として東アジアにおける排他的覇権の確立をめざす広田外交が展開された。⁽¹⁵⁾

同時期における南京国民政府は、抗日戦遂行の前提として共産主義勢力の掃討をめざす「安内攘外」政策を採用していたが、一九三三年八月一〇月における汪精衛の外交部長兼任と宋子文の財政部長更迭により対日妥協政策を推進する態勢が整えられた。蒋介石は、抗日運動（長城抗戦と福建事変）の弾圧とソビエト区に対する第五次圍剿戦の勝利によつて国内基盤の強化に成功し、秘密裏に抗日戦の準備を開始した。これ以降一九三五年の前半期にかけて、国民政府は、一方において中日親善政策を進めながら、他方において紅軍追撃戦と奥地の統一化をめざした。⁽¹⁶⁾

一九三四年一二月に発表された蒋介石の「敵か？友か？」と翌年一月の第六七議会における広田外相の外交演説は、日中親善が具体化される契機となつた。すなわち、一九三四年一二月に「満洲国」と中国の間の通商・通郵問題が妥結し、翌年二月には国民政府が排日・排日貨を内容とする言論の掲載禁止と日貨排斥の停止を決定した。また、五月には日中の公使館が大使館に昇格した。

東京・南京で日中親善が推進されつつあった頃、現地の日本軍は、「満洲国」の安全の確保と内モンゴル工作によるソ連・外モンゴル・中国共産党（以下、中共）の連携の分断、さらには華北親日政権の樹立をめざす動きが具体化し

た。軍部は、一九三四年一二月の対滿事務局の発足によって日本政治における満洲支配権を確立したが、関東軍は、翌年一月の大連会議において「軍は北支に於いては……南京政権の政令が去勢せらるる情勢を逐次濃厚ならしめ」、「我が軍部の要求を忠実に実行せんとする誠意ある政権に非ざれば存立する能はざらしむ」として、華北支配の強烈な意図を示した。六月、些細な事件を口実として締結された「梅津―何応欽協定」と「土肥原―秦徳純協定」は、河北・察哈爾兩省から中国政府に直屬する政治・軍事機関と国民党組織の排除を強要することによって、兩省に対する日本軍のさらなる浸透を図ろうとするものであった。これに対して、東京の陸軍中央は両協定を追認した。十月、広田外相は、「日支提携のための絶対的必要条件」として、①排日の徹底的取締り、欧米依存政策からの脱却と対日親善政策の採用、②「満洲国」の黙認、華北・「満洲国」間の経済的・文化的提携、③外モンゴル接壤方面での赤化脅威排除のための協力という三原則を蔣作賓駐日大使に提示した¹⁷⁾。

現地では、土肥原奉天特務機関長によつて華北五省(河北・山東・山西・察哈爾・綏遠)における自治政権の樹立をめざす宋哲元工作が展開され、一月には冀東非武装地帯において殷汝耕に「冀東防共自治委員会」を組織させた(冀東政権、一二月に「冀東防共自治政府」と改称)。また内モンゴル西部地区において、徳王に対する接近を図るとともに、一二月には李守信軍を察哈爾省東部に侵入させて張北・宝昌・康保・尚義・沽原・商都・化徳・崇礼八県を占領するとともに、察哈爾左翼八旗群をその統治下においた¹⁸⁾。

これに対して、国民政府は対日抗戦の本格的準備に着手するとともに、外交政策の転換を模索し始めた。すなわち、行政院長に就任して党・政・軍の三権を掌握した蔣介石は、イギリスの援助を得て幣制改革を断行し、さらにソ連との関係修復を試みた¹⁹⁾。一二月、国民政府は、冀東政権に対抗して宋哲元を委員長とする冀察政務委員会を設置したが、これに反対する北平の学生運動(一二九運動)は、全国に波及して大衆的抗日救亡運動の高揚をもたらした。

アヘン通過税・西公旗扎薩克の継承・察哈爾部の盟への再編・韓鳳林の暗殺・化徳設県などの問題を契機として、

百靈廟蒙政会と綏遠省政府・中央政府との矛盾が顕在化した。事態を打開するため、徳王は日本への接近を試みた。すなわち、一九三五年一月、徳王は宝貴廷を多倫に派遣し、李守信に騎兵部隊の編成を依頼した。九月、徳王は、索王府で関東軍参謀副長板垣征四郎と会談したが、一二月には新京を訪問して関東軍司令官南次郎らと会見し、「モンゴル国」の建設・日蒙合作問題および東部内モンゴル問題について交渉した。さらに、帰途多倫に赴いて李守信と会談した。翌年二月、この新京・多倫訪問をふまえて、徳王は、彼自身が総司令兼政務部長となり李守信を副総司令とする「モンゴル軍総司令部」を樹立した。⁽²⁰⁾

2 一九三六年における日本と中国

対米英協調路線と皇道派・統制派というみつどもえの抗争は、二二六事件における統制派の勝利というかたちで決着がついた。三月に成立した広田内閣は、アジアモンロー主義的覇権確立のための国家総力戦準備体制の構築をめざし、ここに準戦時体制が成立した。五月、軍部大臣現役武官制が復活し、幕僚の政治化が顕著となった。二二六事件により軍内部の下剋上運動は終結したが、現地軍の独断専行は解消されず、軍部全体の政府に対する下剋上がおし進められた。⁽²¹⁾

八月、軍事的発展を最優先する「国策の基準」が五相会議で決定された。それに基づいて作成された「対支実行策」・「第二次北支処理要綱」は、「速に北支をして防共親日満の特殊地域ならしめ、且国防資源を獲得し交通施設を拡充すると共に支那全般をして反蘇依日ならしめることを以て対支実行策の重点」とすると述べ、また「北支処理の主眼」は「分治政治の完成」であるとした。また、戦時体制への産業部門の整備を図るため「重要産業五ヶ年計画」・「軍需品製造工業五ヶ年計画」が作成され、軍財抱合体制が指向された。⁽²²⁾

コミンテルン第七回大会における反ファシズム人民戦線の提起、ヨーロッパにおける人民戦線運動の発展や「八一

「宣言」に始まる中共の抗日民族統一戦線政策への転換および一九三六年三月のソ連・モンゴル人民共和国間の議定書調印に対して、日本ではソ連・外モンゴル・中共の連携により「いまや日本の大陸進出線はロシアの指導のもとに馬蹄型に包囲されてしまっている」という認識が示された。こうしたなかで、国際秩序に反逆・孤立し内外政策の共通性を有していた日本とドイツは、地政学的観点を抜きにしたイデオロギー的接近を図り、一月には「日独防共協定」を締結した。これは、「現状打破」をめざすファシズム諸国とイギリスをはじめとする「現状」諸国の対峙という第二次世界大戦の陣営配置決定の一里塚となるものであった。⁽²³⁾

こうして二二六事件を契機として日本政治は質的転換をとげたが、この時期、中国に対しては幣制改革に伴う華北の現銀の南京への移送を阻止しようとし、また、支那駐屯軍を一七七一一人から五七七四人に増員した。さらに、殷汝耕政権・徳王政権と冀察政務委員会の連携・一体化を画策して「北支」における「分治政治の完成」をめざした。⁽²⁴⁾

この時期、南京国民政府の「安内攘外」政策は、その比重が「攘外」に移りながら「剿共」も同時並行的に追求された。国共秘密交渉は一九三五年末に開始されたが、その一方で、中共の主力軍を構成する第四方面軍の兵力が八万から四万に半減したことに示されるように、国民政府の「剿共」は顕著な成果をあげた。また、中共の路線転換と華北事変を契機とする大衆的抗日救亡運動の高揚は一九三六年五月の全国各界救国連合会（上海）に結実し、抗日派知識人の全国的結集が実現した。さらに、同年四月における周恩来・張学良会談を契機として、西安を中心とする西北地区において中共と東北軍（張学良）・西北軍（楊虎城）との「三位一体」的関係が樹立された。⁽²⁵⁾ こうして、上海と西安を結接点として中共を含む抗日を主張する諸勢力の連携が形成され始めた。

「モンゴル軍総司令部」の樹立に対抗して、綏遠省政府主席傅作義は、百靈廟蒙政会を察哈爾・綏遠両省に分割することを提起し中央の承認を得た。一九三六年二月、帰綏において綏遠省境内モンゴル地方自治政務委員会（綏境蒙政会）成立大会が開催された。しかしながら、この綏境蒙政会には実質的権限が存在せず、傅作義のコントロール下

に置かれることとなった。傅作義の百靈廟蒙政会に対する切り崩し工作は、二月の百靈廟蒙政会保安隊の兵変を引きおこした。決起部隊一〇〇〇人は武器を奪取して武川に向かい、同地で傅作義により武装解除された。これに対して(26) 徳王は、包後山の騎兵連を百靈廟に移駐させた。

四―五月、徳王は、索王府においてモンゴル建国会議を開催して「モンゴル軍政府組織大綱」を採択し、化徳(嘉ト寺)において「モンゴル軍政府」を樹立した。同政府は、化徳の額爾徳木索雅勒図浩特(ニ徳化)への改称・ジンギスカン紀元の採用・政府旗の制定・軍隊の拡編・蒙古軍官学校の設立などの施策を実施したが、実質的には村谷彦治郎を主任とする日本顧問部のコントロール下に置かれた。この後、「モンゴル軍政府」は「滿洲国」および殷汝耕政権との間で「滿蒙協定」・「蒙冀協定」を締結した。(27)

この綏遠蒙政会と「モンゴル軍政府」の成立は、一九三〇年代における内モンゴル自治運動の挫折を意味するものであった。

3 綏遠事件と援綏運動

一九三六年一〇月、徳化特務機関長に就任した田中隆吉は、王英の「大漢義軍」を編成するとともに綏遠侵攻計画を立案した。彼は「モンゴル軍」第七師を百靈廟に進駐させ、大量の食糧と軍需機材を同地に運びこんだ。「モンゴル軍」総司令に就任した徳王は、一月五日、傅作義に通電を発し、①察哈爾右翼四旗の察哈爾盟帰属、②百靈廟以南一帯の軍事施設の撤去と経済封鎖の解除、③百靈廟兵変時に没収した武器の返却を要求した。一四日、王英部隊が綏遠省紅格爾圖に侵攻した。これに対して、傅作義は、第三五軍を投入して同部隊を撃退した。徳王は第七師を百靈廟から察北に帰還させることを主張したが、日本人軍事顧問煙草谷はこれに同意せず、二三日にはさらに二〇〇〇人を百靈廟に投入した。しかしながら、同日、百靈廟は綏遠軍の攻撃を受け、二四日、第七師は錫拉木倫廟・布拉圖廟

に退却した。一二月三日、田中は、百靈廟反攻作戦のために王英部隊を派遣して第七師と合流させた。九日、王英部隊所属の石玉山・金憲章が兵変をおこし第七師は壊滅した。⁽²⁸⁾

「モンゴル軍」による綏遠侵攻は、田中個人の判断によって行われた謀略であったため、綏遠における事態の展開について、東京はもちろん関東軍や外務省の出先機関ですら把握していなかった。紅格爾図と百靈廟における中国軍の勝利は大衆的抗日救亡運動のさらなる高揚をもたらし、中国各地において援綏運動が展開された。これを受けて、国民党中央党部宣伝部は、一月二〇日、「最近の国内及国際間の与論は、国民政府がすでにその尽すべき最大の責任を果したことを認めている。国交調整の鍵は正に日本側に存す」と述べた。これに対して、有田外相は、二一日、「今次綏遠のことは内蒙古側との紛争で、帝国の干与するところではない。従って内蒙古軍の行動に関しては、政府はもとより、軍に於いても何等援助を与えていないことは勿論である」と述べた。日中間の懸案解決のために九月以来開催されていた川越⁽²⁹⁾張群交渉において、中国側が察東・綏北における偽軍の解散を要求するにいたり、一二月三日、交渉はうちきりとなった。

有田外相による綏遠事件に対する日本の不関与発言は、中国における援綏運動を質的に変化させた。二三日、全国各界救国連合会の七人の指導者を逮捕した国民政府は、援綏運動の指導権を大衆組織から奪い、政府主導のかたちでそれを展開した。一二九運動から全国各界救国連合会の成立にいたる大衆的抗日救亡運動は、援綏運動と契機として政府主導下における抗日救亡運動に転化した。この政府主導のもとに抗日救亡運動が展開されるという形態は、八一三事変（第二次上海事変）期の上海や一九三八年の武漢における運動形態を先取りしたものであった。⁽³⁰⁾ この直後に西安事変が勃発し、その平和解決を通して中国政治は抗戦態勢の形成に向かうことになる。

三 七七事変と内モンゴル傀儡政権の成立

1 七七事変前夜の日中関係

一九三六年一二月、内戦停止・一致抗日を要求する張学良・楊虎城によって拘留された蒋介石は、彼らに①南京政府の改組、②剿共の停止、③各党各派の連合と抗日政策の実施を言明し、西安から南京に帰還した。翌年二月、中共は、国民党が「一致抗日」を国策として確定することを条件として、①武装暴動方針の停止、②労働政府・紅軍の中華民国特区政府・国民革命軍への改組、③特區政府の管轄区域内における普通選挙の実施、④土地没収政策の停止の各政策を実施することを提起し、国民党もこれを実質的に受け入れた。中共は抗日民族統一戦線と中国革命との関係を明確化して来るべき第二次国共合作に備えるとともに、国共交渉においてその具体化が図られた³¹⁾。

こうした中国政治における対日抗戦態勢の形成は、日本の対中政策の修正を迫ることとなった。一九三七年一月、参謀本部は、「対支政策を変更す。……経済的文化的的工作に主力を濺ぎ……北支分治工作は行わず」と述べた。三月、外相に就任した佐藤尚武は、外交方針演説において、①戦争を避けて平和裡に国際関係を律して行くこと、②中国と平等の立場に立つて平和的に国交を調整すること、③対ソ関係は武力衝突を避けること、④対英国交を調節して国交を立て直すことを強調した。四月に四相会議において決定された「対支実行策」・「北支指導方策」もまた、参謀本部見解・佐藤外相演説に沿ったものであった。この対中政策の修正は、対ソ戦準備を最重要視するという観点から軍備の充実・航空機工業の振興・日「満」自給自足経済圏の完成を掲げた参謀本部作戦課長石原莞爾の「産業五ヶ年計画」を前提としたものであった。広田倒閣から宇垣内閣の流産を経て林組閣にいたる過程で石原は政治的に敗北するが、このことよって明治体制下における軍部の合法的・間接支配は定着し、政軍関係に一応の安定的局面がもたら

された。⁽³²⁾

綏遠工作の失敗によって田中隆吉は更迭され、新たに關東軍第二課課長武藤章が徳化特務機関を主宰することになった。五月、「モンゴル軍」総司令部が設置され（総司令徳王・副総司令李守信）、所属各師が総司令部に直屬することになった。⁽³³⁾

2 七七事変と「蒙疆連合自治政府」の成立

一九三七年七月七日の盧溝橋における日中両軍の衝突に際して、日本政府は、「戦争の不拡大と現地解決方針」を表明した。しかしながら、この方針は、中央政府から一定の自立性を有した地方政権の存在、およびその中国中央からの分離性と日本への従属性の同時的強化を前提としていたがために破綻し、日本軍は中国に対する全面的侵略を開始した。⁽³⁴⁾ 八月一日、日本政府は、「此の如く支那側が帝国を軽侮し不法暴虐至らざるなく全支に互る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んでは、帝国としては最早隠忍の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す為今や断乎たる措置をとるの已むなきに至れり」との声明を發し、一七日には、閣議において不拡大方針の放棄を表明した。九月の「国家総動員法」と企画院の設置により戦時体制に移行し、一月には大本営と大本営政府連絡會議が設置された。翌三八年一月一六日の「帝国政府は爾後国民党政府を對手とせず」とする「第一次近衛声明」によって、日本政府は、対中和平工作の失敗を公表するとともに日中の首脳レベルの交渉ルートを失い、戦争の長期化は必至となった。またこの声明によって、国民政府にとって徹底抗戦が唯一の選択となった。⁽³⁵⁾

一〇月、日本軍は武漢・広東を陥落させて国民政府を奥地に追い込んだが、その動員力は限界に達し戦線は膠着状態となった。一月三日の「国民政府と雖も従来の指導政策を一擲し……新秩序の建設に來り参ずるに於ては敢て之を拒否するものにあらず」とする「第二次近衛声明」は、汪精衛工作の進展をふまえてのものであった。一二月に汪

「精衛が重慶を離脱すると、「第三次近衛声明」を發し、「日滿支三国は東亞新秩序の建設を共同の目的として統合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の実を挙げんとする」という「東亞新秩序」建設の三原則を提起した。一九三九年一月、近衛内閣は総辭職するが、同内閣の時期に軍部の合法的・間接支配は確立した。⁽³⁶⁾

一九三七年十一月、日独防共協定にイタリヤが参加したことにより日独伊三国の枢軸陣營が結成された。これ以降一九三九年八月の独ソ不可侵條約の締結にいたるまでの間、防共協定の強化問題が重要な政治課題となつたが、それは、日本政治の方向を根本的に規定するものであつた。すなわち、この問題における主たる対立点は協定の対象をソ連に限定するのがあるいは英米を加えるかという点であつた⁽³⁷⁾、このことは、その実現可能性を考慮の外における、枢軸国との連携を強化することによってヘゲモニー國家として自立する道を選択するのか、あるいは、米英との妥協を前提として「東亞」における地域的覇權の確立をめざすのかというオルタナティブにはかならない。

一九三七年七月一七日、蒋介石は、①中国の主權・領土の完璧性の侵害、②冀察政務委員会に対する不法な変更要求、③宋哲元その他の更迭要求、④第二九軍駐留地区の拘束が「最後の関頭」であるとす「廬山談話」を發表し、八月七日には国防會議を開催して対日全面抗戰を決定した。一二日、国民政府は、蔣を陸海空軍總司令とし、蔣を委員長とする軍事委員會を抗戰の最高統帥部とすることを決定し、一四日には「抗日自衛宣言」を發表した。二二日、国民政府軍事委員會は西北の中共軍を国民革命軍第八路軍に改編することを公布し、朱德と彭德懷を正副總指揮に任命した。九月二二日、中央通訊社は中共の「国共合作宣言」⁽³⁸⁾を公表し、翌日、蒋介石はこの宣言を受け入れるとの談話を發表した。こうして第二次国共合作は正式に発足した。

中国軍は、決戰を避けつつも、華北方面から南下する北支那方面軍と長江を溯上する中支那派遣軍との戦闘を展開した。また、第八路軍・新編第四軍に改編された中共軍は、その他の中国軍との連携して日本軍との戦闘を行うとともに、日本軍占領区におけるゲリラ戦によって抗日根拠地の建設をめざした。⁽³⁹⁾日中全面戦争の勃発はまた、中国の都

兼政務院長とする「モンゴル連盟自治政府」が成立した(綏遠を厚和豪特と改称)。一月二二日、「モンゴル連盟自治政府」と「察南自治政府」・「晋北自治政府」の代表会議である蒙疆連合委員会(張家口)が組織され、一九三九年九月にはこの三政権は統合されて「蒙疆連合自治政府」となった(図5)。この政権は、領域的には西部内モンゴル地域の



出所：江口圭一「日中アヘン戦争」、岩波書店、1988年、61頁。

市部における「抗日高潮」をもたらした。一〇月三〇日、国民政府は首都の重慶移転を決定したが、政府・党の主要機関は武漢に移転した。これ以降、翌三八年一〇月の陥落にいたるまでの武漢を中心とする「抗日高潮」は、国民政府の対日抗戦方針を支える原動力となった。⁽⁴⁰⁾

一九三七年七月、「モンゴル軍」政府は、傅作義・劉汝明軍の攻撃を受けて商都・徳化から多倫に撤退した。八月九日日本軍参謀本部は支那駐屯軍・関東軍に察哈爾作戦の実施を命令し、同部隊は多倫・張北から張家口をへて大同に進駐した。九月四日と一〇月一五日、日本の傀儡政権である「察南自治政府」と「晋北自治政府」がそれぞれ張家口と大同に成立した。徳王は、「モンゴル各盟旗連合軍」を組織して帰綏攻略に向かい、一〇月一四日には日本軍とともに同地を占領した。⁽⁴¹⁾

一〇月二七―八日、帰綏において第二次モンゴル大会が開

大部分を包括していたが、名実ともに日本の傀儡政権であった。⁽⁴²⁾

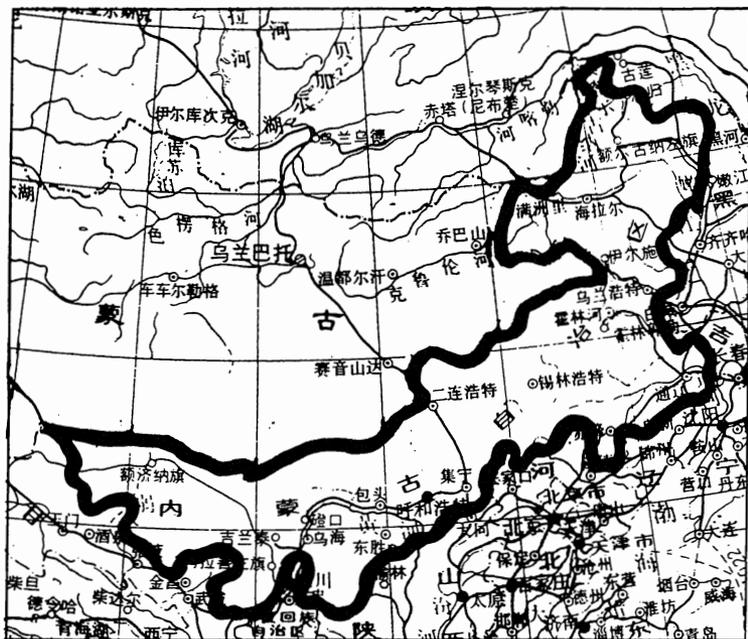
おわりに

一九三〇年代における内モンゴル自治運動は、国民党が国家権力を代行する「訓政」システムのもとにおける中央権力が辺境地域の政治統合を実現するために実施した省の設置⁽⁴³⁾内モンゴル社会の分断に対する抵抗運動であった。⁽⁴³⁾一九二一年のモンゴル革命と一九三一年の九一八事変によって、この運動は西部内モンゴル地域に限定されざるをえなかった。徳王らは主観的にはこの三つに分断されたモンゴル社会の統合を構想したが、当時それを実現する条件は存在しなかった。そこで彼らは日本⁽⁴⁴⁾関東軍を利用することによって自らの主張の具体化を図ったが、抗日救亡運動の高揚は中国社会における徳王らの政治的基盤を分解させ、内モンゴル自治運動の挫折をもたらした。

明治以来、大陸国家としての発展を指向する日本にとって、ロシア⁽⁴⁴⁾ソ連は主たる仮想敵国であった。天皇を「権力の総攬者」としながらも実際には直接的に行使されない「天皇大権」をメダルの裏側とする権力分立制によって特色づけられる戦前期の日本の政治構造において、九一八事変以降、軍部は政党に対する優位を確立し、対英米協調路線からアジアモンロー主義路線へシフトしていった。⁽⁴⁴⁾十五年戦争期における中国侵略から「東亜新秩序」を経て「大東亜共栄圏」にいたる過程において、日本は、自らをヘゲモニー国家として確立しようとして試みた。一方、この時期、中国の中央権力を掌握していた国民党は、国家建設の現段階を「訓政」期と規定して国民党による国家権力の代行を正当化し、そのもとにおける国家建設と経済統合を推進した。

九一八事変を契機として抗日問題が中国政治を基本的に規定することとなったが、十五年戦争期における日中関係は、ヘゲモニー国家として自らを確立するに当たって中国における排他的覇権を必要とした日本と、国際政治にお

【図6】



出所：「中国政区」、「中華人民共和国分省地図集」、地図出版社、1987年（第3版）、5-6頁。

る政治的自立性を留保して国家建設と経済統合を実現しようとする中国との対抗関係であったとすることができる。その際、中国における排他的覇権を要求する日本の主張はその他の列強の承認を得られないであろうとする点に中国の政治的自立性を留保する根拠を求めた国民党と、日本の中国侵略に反対するすべての外国勢力との連携を主張する中共との第二次国共合作の実現によって、中国は、ソ連および英米への接近を図った。中国における大衆的抗日救亡運動の発展は、こうした中国政治の動向を基本的に規定するものであったが、当時の日本においてこの点を了解していたのは、中国「統一」化論争における一部の主張に限られた。⁴⁵⁾

一九四五年の敗戦によって、ヘゲモニー国家としての確立を指向する日本の「近代」は挫折した。また中国においては、

一九四九年、東西冷戦体制の形成過程において、中共の指導下に中華人民共和国が誕生した。日中全面戦争の勃発以降、中共の民族政策は民族自決論から区域自治論に転換していった。さらに、第二次世界大戦後の中ソ関係に規定されて内外モンゴル社会の分断が固定化され、一九四七年、内モンゴル地域に内モンゴル自治政府が樹立された⁽⁴⁶⁾。

註(1) 李炯詰「軍部の昭和史」、上巻、日本放送出版協会、一九八七年、二頁。

(2) 拙稿「關於中国抗日民族統一戦線的研究筆記—以中国共産党的政策爲中心」、「史学月刊」、一九八九年第四期、八一—二頁。

(3) 小峰和夫「満洲—起源・植民・覇権」、御茶の水書房、一九九一年、五八—九頁。矢野仁一「近代蒙古史研究」、弘文堂、一九二五年、四九—五〇、一一四—七、一四五頁。

(4) 小峰和夫前掲書、二四五—九二頁。矢野仁一前掲書、二六八—九八頁。

(5) 矢野仁一前掲書、三〇八—一六頁。貴志俊彦「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成—「蒙藏院」の成立と内蒙古三特別行政区の設置」、「史学研究」、第一八五号、一九八九年、三四—六頁。

(6) 烏蘭少布「中国国民党对蒙政策（一九二八—一九四九年）」、「内蒙古近代史論叢」、第三輯、一九八七年、二二六—二三頁。

(7) 李炯詰前掲書、三六頁。江口圭一「日本帝國主義史論—満州事変前夜」（以下、江口①）、青木書店、一九七五年、五五頁。

(8) 江口圭一前掲書①、一四—二〇、六〇、六五—八、八五頁。江口圭一「十五年戦争小史」（以下、江口②）、青木書店、一九八六年、二五—八、三七頁。李炯詰前掲書、五一—六頁。

(9) 江口圭一前掲書②、四二頁。一九三四年二月、東四省と興安省は十四省に分割された（同前書、八〇頁）。

(10) 『李守信自述』（劉映元整理）、中国人民政治協商會議内蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編「内蒙古文史資料」、第二〇輯、一九八五年、一二五—三六頁。邵雲瑞・李文榮「華北事変」、南開大学出版社、一九八九年、二〇—一頁。

(11) 烏蘭少布前掲論文、二二—三—三二頁。

(12) 烏蘭少布前掲論文、二四—九—五四頁。

(13) 烏蘭少布前掲論文、二五四—一六一頁。盧明輝「蒙古「自治運動」始末」（中華民国史資料叢稿）、中華書局、一九八〇年、

七一—四頁。

- (14) 李炯喆前掲書、二二〇—一九頁。
- (15) 江口圭一前掲書②、六七—七〇頁。
- (16) 石島紀之「国民政府の「安内攘外」政策とその破産」、池田誠編著『抗日戦争と中国民衆—中国ナショナリズムと民主主義』、法律文化社、一九八七年、六六—九頁。
- (17) 江口圭一前掲書②、八一—九〇頁。
- (18) 邵雲瑞・李文栄前掲書、一一七—一三六、一三九—四四頁。盧明輝前掲書、一〇—一頁。
- (19) 石島紀之前掲論文、六九—七一頁。秦郁彦『日中戦争史』(増補改訂版)、河出書房新社、一九七二年、三六—八頁。
- (20) 盧明輝前掲書、七五—一一頁。烏蘭少布前掲論文、二六一—七頁。
- (21) 江口圭一前掲書②、九八頁。李炯喆前掲書、一四九—一五〇、一六五頁。
- (22) 江口圭一前掲書②、九七頁。李炯喆前掲書、一五三—一四、一六二—三頁。
- (23) 江口圭一前掲書②、九三頁。李炯喆前掲書、一九一頁。木畑洋一「世界の岐路と一五年戦争」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』、第一〇卷(近代四)、東京大学出版会、一九八五年、一八頁。
- (24) 江口圭一前掲書②、九六頁。
- (25) 石島紀之前掲論文、七二—三頁。拙稿「路線転換期における中国共産党の根拠地構想」(横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』、深水社、一九九二年、六〇—四頁)。
- (26) 盧明輝前掲書、一一二—一九頁。烏蘭少布前掲論文、二六七頁。
- (27) 盧明輝前掲書、一二四—四四頁。
- (28) 樊真「抗日戦争中的傳作義」、山西人民出版社、一九八五年、六三—九四頁。盧明輝前掲書、一四五—五八頁。
- (29) 稲葉正夫「閩東軍の内兼工作」(完)、『国防』、一九六三年七月号、七一頁。江口圭一前掲書②、九九—一〇〇頁。
- (30) 上海における救国会から救亡協会にいたる大衆的抗日運動の展開については、拙稿「国民政府時期、転換期の上海にお

る中国共産党の組織と活動」(大阪外国語大学論集)、第一号、一九九〇年)参照。また、武漢におけるそれについては、別稿「武漢における抗日高潮と中国共産党」(未発表)で論じた。

(31) 拙稿「中国共産党における抗日民族統一戦線理論の確立」、池田誠編著『抗日戦争と中国民衆―中国ナショナリズムと民主主義』、九五―七頁。

(32) 江口圭一前掲書②、一〇―一二頁。李炯喆前掲書、一五八―六六頁。白井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』、筑摩書房、一九八三年、一六―二三頁。

(33) 盧明輝前掲書、一六一―二頁。

(34) 古屋哲夫「日中戦争にいたる对中国政策の展開とその構造」、同編『日中戦争史研究』、吉川弘文館、一九八四年、一五一―六頁。

(35) 李炯喆前掲書、一六八―七九頁。

(36) 李炯喆前掲書、一八四―七頁。

(37) 李炯喆前掲書、二〇二―二八頁。

(38) 李友仁・郭伝璽主編『中国国民党簡史』、檔案出版社、一九八八年、二三―二頁。石島紀之『中国抗日戦争史』、青木書店、一九八四年、六〇―二頁。

(39) 中共中央党史研究室『中国共産党歴史』、上巻、人民出版社、一九九一年、四八二―五〇九頁。

(40) 王功安・毛磊主編『国共両党関係通史』、武漢大学出版社、一九九一年、六〇四―四一頁。

(41) 盧明輝前掲書、一六三―一八頁。

(42) 盧明輝前掲書、一六八―二二九頁。

(43) 一九三〇年代における中国政治の特質を「訓政国家」システムとして捉えることについては、西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義―二〇世紀中国政治史の新たな視界』(研文出版、一九九一年)の九一―一四四頁参照。

(44) 李炯喆前掲書、七―八、三三―六頁。

- (45) 中国「統一」化論争については、野沢豊「アジア近現代史研究の前進のために」(上)(歴史科学協議会編『歴史科学大系』、第一三巻(アジアの変革、上)、校倉書房、一九七八年所収)の二八一―五頁参照。
- (46) 中共の区域自治論への転換と内モンゴル自治政府の樹立については、安井三吉「少数民族と抗日戦争」(池田誠編著『抗日戦争と中国民衆―中国ナショナリズムと民主主義』所収)、および、加々美光行「中国の周辺民族問題と国際政治の変遷」(小島晋治編『岩波講座現代中国』、第四巻(歴史と近代化)、一九八九年所収)を参照。